

19 新聞雑誌等に奉掲の御影取扱方注意

〔昭和六年三月〕

(注記2)

昭和六年三月十七日起案

発普三四号	定決裁	3年25日	文書課長	送発	3月25日	起案者
			印(宮下)			印(船越)

(注記1)

〔(下) 札〕

(注記4)

大臣 花押	次官 印(中山)	普通学務局長 印(藤原)	学務課長 印(小笠原)	吉田 印(吉田)
政務次官 印(野村)	実業学務局長 印(木村)	専門学務局通 印(服部・ママ)	秘書課長 印(菊池)	河原 印(河原)
参与官 印(大庭)	社会教育局長 花押 印(関屋)	図書局長 印(芝田)	文書課長 印(菊池)	草場 印(草場)
	督学官 印(森岡)		秘書課長 印(菊池)	川井 印(川井)
			文書課長 印(森岡)	
			督学官 印(宮下)	

〔抹消〕(第一)案ノ一

次官

(注記5)

新聞雑誌〔抹消〕等ニ奉掲ノ御影ニ関スル件
 天皇皇族ノ御影ノ奉掲セラレタル新聞雑誌等ノ取扱〔加筆〕方ニ関シ
 テハ予テ〔学校ニ於テ生徒児童二十分〕注意相成居ルコトトハ被

地方長官宛

新聞雑誌〔抹消〕等ニ奉掲ノ御影ニ関スル件

天皇皇族ノ御影ノ奉掲セラレタル新聞雑誌等ノ取扱〔加筆〕方ニ関シ

テハ予テ〔学校ニ於テ生徒児童二十分〕注意相成居ルコトトハ被

存モ(加筆)時ニ世上ニ於テハ其ノ取扱方不注意ニ流(抹消)ルルトキハ
(加筆)レ自然恐懼ニ堪ヘザル事態ヲ生ズル虞モ有之ニ付テハ(加筆)此ノ
 際御影ノ奉掲アル右印刷物等ニ就テハ(加筆)其ノ取扱方ニ付特ニ
 厚ク注意ヲ加(抹消)ヘ不敬ニ渉ルコト無之(加筆)フル様学校幼稚園圖書
 館青年訓練所青年団少年団等ニ対シ篤ト御示達相成度依命此段
 通牒ス

案ノ二

次官

宛

直轄学校 (総長、学長、学校長)

公私立大学、専門学校、(実業専門
学校ヲ含ム)、高等学校

(総長、学長、学校長)

天皇皇族ノ御影ノ奉掲セラレタル新聞雑誌等ノ取扱注意方ニ関
 シ別紙ノ通地方長官ニ(加筆)通牒致シ(置キ)タルニ付御(抹消)注意
(加筆)了知ノ上可然御取計相成度

(別紙)

案ノ一ヲ写取り(加筆)別紙トシテ添付ノコト

(注記6)
 明治三十一年十二月二十八日

内務省諭告

御肖像ハ左ノ各項ニ準拠シテ苟モ心得違ノ次第無之様厚ク注意

ヲ加フヘシ

右諭告ス

- 第一 天皇皇族ノ御肖像ハ其尊号御称号ヲ標記シアルト否トヲ
問ハス御肖像トシテノ外ハ写出スヘカラス
- 第二 御肖像ハ総テ粗造ニ流レ不敬ニ渉ルヘカラス
- 第三 御肖像ハ不敬ニ渉ルヘキ場所ニ掲ケ又ハ陳列スヘカラス
- 第四 御肖像ハ露店ニ於テ発売領布スヘカラス

天皇皇族ノ御影ノ奉掲セラレタル新聞雑誌等(抹消)ニシテ往々其ノ
(加筆)ニ関シ其ノ取扱方(往々ニシテ)不注意ニ流レ為ニ自然恐懼ニ
 堪ヘザル事態ヲ生ズル虞モ有之ニ付御影ノ奉掲アル右印刷物等
 ニ就テハ特ニ厚ク注意ヲ加ヘ不敬ニ渉ルコト無之様「学校幼稚
 園圖書館青年訓練所青年団少年団等」ニ対シ篤ト(御示達)相
 成度依命此段通牒ス

案ノ二

次官

宛

直轄学校 (学校長、学長、総長)

公私立ノ高等学校、専門学校、実業専門学校、大

学 (学校長、学長、総長)

案ノ一ニ同シ但シ本文中「内ヲ「学生生徒」ニ、()内
 ヲ「御注意」ニ改ム

(注記1)

「例規類纂材料」〔済〕^{〔安積〕}〔㊦〕

〔注記2〕

「特」〔急〕

〔注記3〕

「記録掛／6・5・12／収受」

〔注記4〕

「二十五」〔簿冊内件名番号〕

〔注記5〕

〔注意／㊦^{〔補遺〕}本件新聞ニ発表ノ際ハ本通牒ヲ発スル理由ヲ□□ニ説明
シ置ク必要アリ〕

〔注記6〕

「参照」

〔下札〕

〔抹消^{〔加筆〕}〕
〔㊦^{〔消滅〕}種別〕〔よ〕〔い〕^{〔加筆〕}／聯繫 よノ一／登録追加／件名 各地方

庁へ通牒 新聞雑誌等ニ奉掲ノ御影取扱方注意^{〔加筆〕}〔例規類纂材料〕

／番号 発普三四／結了年月日 昭六 三 二五／保存年限 ム

キ／枚数6〕

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第1冊〕 文部
省^{〔省〕} 3A, 30-5, 1044